

(別添6)

交通事故弁護士相談実施要領

1 目的

本要領は、岩手県立県民生活センター（以下「県センター」という。）の交通事故相談員による対応が困難な案件について、公益財団法人日弁連交通事故相談センター岩手支部（以下「日弁連相談センター」という。）の協力の下に弁護士による交通事故相談を実施し、交通事故に係る紛争の公平かつ速やかな解決に資するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 交通事故弁護士相談

- (1) 日弁連相談センターにおける弁護士による交通事故相談（以下「弁護士相談」という。）は、毎週水曜日の11時30分から12時までの間及び13時から15時までの間で行うものとする。ただし、祝日及び年末年始の期間を除く。
- (2) 弁護士相談の場所は、日弁連相談センターの所在地とする。
盛岡市大通一丁目2番1号 サンビル2階 TEL 019-651-5005(岩手弁護士会内)
- (3) 弁護士相談の1人当たりの相談時間は、30分以内を目安とする。
- (4) 弁護士相談は無料とする。ただし、相談に必要な医療関係資料の取付費用、交通費などの経費は相談者の負担とする。

3 実施方法

- (1) 県センターは、県民から交通事故に係る相談があり、県センターの交通事故相談員による対応が困難と認めるときは、相談者に弁護士相談の希望の有無及び相談希望日時を確認する。
- (2) 県センターは、弁護士相談の希望をとりまとめ、相談日の週の月曜日の昼までに日弁連相談センターの事務局に申し込み、予約する。この予約は、原則として1回につき3人以内とし、日弁連相談センターに他の予約があるときは、合計して最大で4人以内となるように調整するものとする。
- (3) 県センターの交通事故相談員は、相談者が高齢者や障がい者であるなど、弁護士相談に円滑に対応できないと認められる場合は、必要に応じ弁護士相談の際に同席するものとし、同席する場合は事前に弁護士相談を希望する相談者と面接し、相談内容を聴取し、弁護士相談における相談事項を明確にした上で弁護士相談に臨むものとする。
- (4) その他相談対応に係る詳細については、別途定める「交通事故相談業務マニュアル」によることとする。

4 情報交換等

日弁連相談センターと県センターとは、交通事故相談の効率化及び情報の共有化を図るため、必要に応じて協議するものとする。